



ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

国では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。



1. 給付金の対象

次の①～③のいずれかに該当するかた

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者のかた(すでに支給済み)
- ②公的年金など*を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた

*遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などを受給しているかたです。

2. 給付額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の申請手続き

【給付金の対象で①に該当するかた】

すでに支給されているため、申請は不要です。

【給付金の対象で②または③に該当するかた】

申請が必要です。必要な書類については、事前にお問い合わせください。

申請期限：令和4年2月28日(月)まで

? ご自分が対象になるか分からないときなどは…

厚生労働省コールセンター

☎0120-400-903

受付時間：月～金曜日
午前9時～午後6時

申請・問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132



児童手当の現況届の提出を忘れずに!

児童手当を受けているかたは、6月中に『現況届』の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための重要なものです。

『現況届』の用紙は提出の必要がある受給者あてに郵送します。6月30日(水)までに福祉課こども福祉係に提出、または郵送してください。(土日を除く)

なお、**現況届の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなります。****ご注意ください。**

児童手当制度とは…

【制度の主な概要】

◎対象者

町内に住所を有し、中学校修了までの児童(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育しているかた

◎支払月 6月、10月、2月

◎支給額

対象の児童1人につき(月額)

- ▶ 3歳未満 15,000円
- ▶ 3歳～小学生(第1・2子) 10,000円
- ▶ 3歳～小学生(第3子以降) 15,000円
- ▶ 中学生 10,000円

※ただし、所得制限限度額を超える場合5,000円(特例給付)

所得限度額	扶養親族等人数	所得制限限度額
	0人	622万円
	1人	660万円
	2人	698万円
	3人	736万円
	4人	774万円
	5人	812万円

【児童手当の支給を受けるには?】

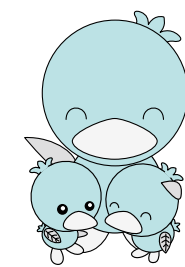
児童手当は、対象者からの認定請求の手続きがないと資格はあっても支給されませんので、新たに支給対象となったかた(出生、転入など)は手続きをしてください。ただし、公務員のかたは勤務先で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- 普通預金通帳(請求者名義のもの)の写し
- マイナンバーのわかるもの

※このほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

※今年度から、印鑑は不要となりました。



問合せ＝福祉課 こども福祉係 ☎76-5132